

— 指定外基準に関する Q&A —

■ 指定外とは？

Q. 指定外とは何ですか？

A. 指定禁止物及び指定検疫物（以下、「指定禁止物等」といいます。）に由来する物のうち、製造工程その他の状況（加工の程度、用途等）を勘案して監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないことが明らかなものとして、指定禁止物等として取り扱わない物を指します。

Q. なぜ指定外基準が定められたのですか？

A. 近年、畜産物を原料とする多様な加工品が増加し、指定禁止物等に該当するかどうか分かりにくい状況が生じていました。そのため、透明性・公正性の確保の観点から指定禁止物等の範囲を明確化するとともに、製造工程その他の状況を勘案して監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないことが明らかなものについて、基準を示して動物検疫所のウェブサイトで公表することとしました。

■ 制度の変更

Q. 今回の制度改正の目的は何ですか？

A. 主に次の目的があります。

- ・指定禁止物等の範囲を明確化すること
- ・指定外の判断基準を明文化し、透明性・公正性を確保すること
- ・輸入者が自身で判断できるようにすること

Q. いつから適用されますか？

A. 2026 年 7 月 1 日以降に日本に到着（陸揚げ）する貨物から適用されます。製造日ではなく、日本へ到着した日が基準になります。

■ 判断のポイント

Q. 加工品は全て指定外になりますか？

A. いいえ。加工品を含めて、指定禁止物等が原料となっている物は原則として指定禁止物等として取り扱われます。その中で、指定外基準に該当する物だけが指定外になります。

Q. 「『製造工程その他の状況を勘案して監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないことが明らかなもの』として動物検疫所長が定める具体的事項について」別紙2(2)の表（基準表）の具体例にない製品はどうなりますか？

A. 基準表の具体例に記載がなくても、指定外基準に該当する物及びこれを更に加工した物は指定外となります。ただし、指定外の物に指定禁止物等を加える加工をした物は、指定禁止物等として取り扱います。また、監視伝染病の病原体に汚染されているおそれがある物も、輸入検査の対象となります。

なお、指定外基準に該当するかどうか判断が難しい場合は、指定外基準に該当すると考

えられる根拠となる資料(原材料表、製造工程、用途、外装写真等)を添えて、動物検疫所に御相談ください。

Q. 指定外かどうかは誰が判断しますか？

A. 原則として輸入者(持ち込む人)が判断します。ただし、判断が難しい場合は、動物検疫所に事前に相談してください。相談する際は、指定外基準に該当すると考えられる根拠となる資料(原材料表、製造工程、用途、外装写真等)を添えてください。

Q. いずれかの指定外基準に該当すれば指定外と判断してよいですか？

A. はい。いずれかの指定外基準に該当していれば指定外として取り扱います。

■ 検査

Q. 指定外であれば検査不要ですか？

A. いいえ。指定外基準に該当する場合であっても、『『製造工程その他の状況を勘案して監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないことが明らかなもの』として動物検疫所長が定める具体的事項について』別紙の2の表中、備考欄に「動物性加工たん白質」と記載されている物は、「動物性加工たん白質の輸入停止措置に係る輸入検疫実施要領(平成 17 年 8 月 12 日付け 17 消安第 2891 号の別紙)」で規定される動物性加工たん白質に該当するため、当該要領に則った手続が必要です。

また、備考欄に「検査要」と記載されている物についても、輸入検査が必要になります。

Q. 指定外の物であれば、輸出国政府機関発行の検査証明書の添付は不要ですか？

A. いいえ。指定外基準に該当する物であっても、「動物性加工たん白質の輸入停止措置に係る輸入検疫実施要領(平成 17 年 8 月 12 日付け 17 消安第 2891 号の別紙)」に基づき規制を受ける物等は、必要事項が記載されている輸出国政府機関発行の検査証明書の添付が必要な場合があります。

Q. 輸入者自身で指定外基準に該当すると判断した物は、輸入者の責任で動物検疫を受けずに輸入申告してもいいですか？

A. いいえ。指定外基準に該当する物であっても、検査を要する物及び「動物性加工たん白質の輸入停止措置に係る輸入検疫実施要領(平成 17 年 8 月 12 日付け 17 消安第 2891 号の別紙)」に基づき規制を受ける物については、必ず検査を受けていただく必要があります。

一方で、検査申請が必要とされていない物については、輸入者の責任において、いずれかの基準に適合することを根拠資料等で確認し輸入申告して差し支えありません。

■ 個人の持ち込み

Q. お土産や個人の荷物も対象ですか？

A. はい。携帯品、別送品、郵便、国際宅配便など、全て同じ基準が適用されます。

Q. 指定外基準に該当する根拠となる資料は必要ですか？

A. 輸入品や表示情報だけで指定外基準に該当するか判断できない物の場合は、資料を提示(郵便などの場合は同封)してください。指定外と判断できない場合は、指定禁止物等として取り扱います。

■ 注意点

Q. 検査が必要なのに申請しなかった場合は？

A. 指定禁止物等については、家畜伝染病予防法に基づき、遅滞なく輸入検査の申請を行い、検査を受けていただく必要があります。指定外基準に該当しない物を、動物検疫所に申請せずに輸入する等の違法性を確認した場合(不作為含む)には、法に則して厳正に対処します。このため、輸入に当たっては、事前に指定外基準を十分確認し、指定禁止物等や備考欄に「動物性加工たん白質」や「検査要」と記載されている物については、必ず検査を受けてください。

■ 相談

Q. どこに相談できますか？

A. 輸入を予定する製品について、指定外基準に該当する根拠となる資料(原材料表、製造工程、用途、外装写真等)を添えて、輸入を予定している空海港又は最寄りの動物検疫所に相談してください。

Q. 動物検疫所で事前確認を受ける際の具体的な方法を教えてください。

A. 原則として、書面で確認をします。資料等の提出方法については、提出先の動物検疫所に御相談ください。